

出雲市リユース食器貸出事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、リユース食器を市内でイベント等を開催する団体及び個人に貸し出すことにより、廃棄物の減量を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 リユース食器の貸し出しを受けることができる者は、自らが市内で主催するイベント等において飲食物を提供しようとする団体または個人とする。

(貸出期間)

第3条 リユース食器の貸出期間は、貸出日及び返却日を含めた14日以内とする。ただし、返却期限が、出雲市の休日を定める条例(平成17年出雲市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「休日等」という。)にあたる場合は、これらの翌日を返却期限とする。

(予約手続)

第4条 リユース食器の貸し出しを受けようとする者(以下「利用者」という。)は、貸出日の属する月の1月前の初日(この日が休日等にあたる場合は、この日の翌日)から貸出日の前日(この日が休日等にあたる場合は、この日の前日)までに、担当課に電話又は口頭により予約を行うとともに、出雲市リユース食器利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(貸出方法)

第5条 リユース食器の貸出しは、利用者が貸出日に市長が指定するリユース食器貸出場所へ出向き、リユース食器を引き渡す方法とする。

(貸出料等)

第6条 リユース食器の貸出料は、無料とする。但し、リユース食器の運搬、洗浄、消毒等は利用者の負担で行うものとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 食品衛生法等、関係法令を遵守すること。
- (2) 食品および食器の衛生管理に努め、飲食に起因する衛生上の事故を発生させないこと。
- (3) 使用したリユース食器は、洗浄、乾燥させ、清潔な状態で返却すること。
- (4) リユース食器の紛失、破損、汚損がないよう、イベント等の参加者に周知すること。
- (5) リユース食器を確実に回収、返却できるよう措置を講ずること。
- (6) リユース食器の洗浄及び消毒を行う際の排水及び飲食物の残さは、適正に処理すること。
- (7) リユース食器を申請した目的以外に使用しないこと。

(使用の禁止)

第 8 条 市長は、利用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合には、当該リユース食器をただちに返却させることができる。

(返却方法)

第 9 条 リユース食器の返却は、利用者が返却日に市長が指定するリユース食器返却場所へ運搬し、引き渡す方法とする。

(使用実績報告書)

第 10 条 利用者は、リユース食器返却の際に併せて出雲市リユース食器利用報告書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

(損害の賠償)

第 11 条 利用者の責に帰すべき事由により、リユース食器を使用中に事故が発生した場合は、利用者が一切の責任を負うものとし、速やかに市長に連絡すること。

2 リユース食器の全部若しくは一部を滅失し、若しくはき損した場合は、市長と協議の上、利用者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(その他の事項)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。